

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業



浜松市  
HAMAMATSU CITY

# 募集要項等に関する説明会



©浜松市

平成28年6月7日 浜松市上下水道部

# 本日の説明会について

## ○説明

- ・第1 本公募の概要
- ・第2 本事業の概要
- ・第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

## ○質疑応答（本日の説明内容について）

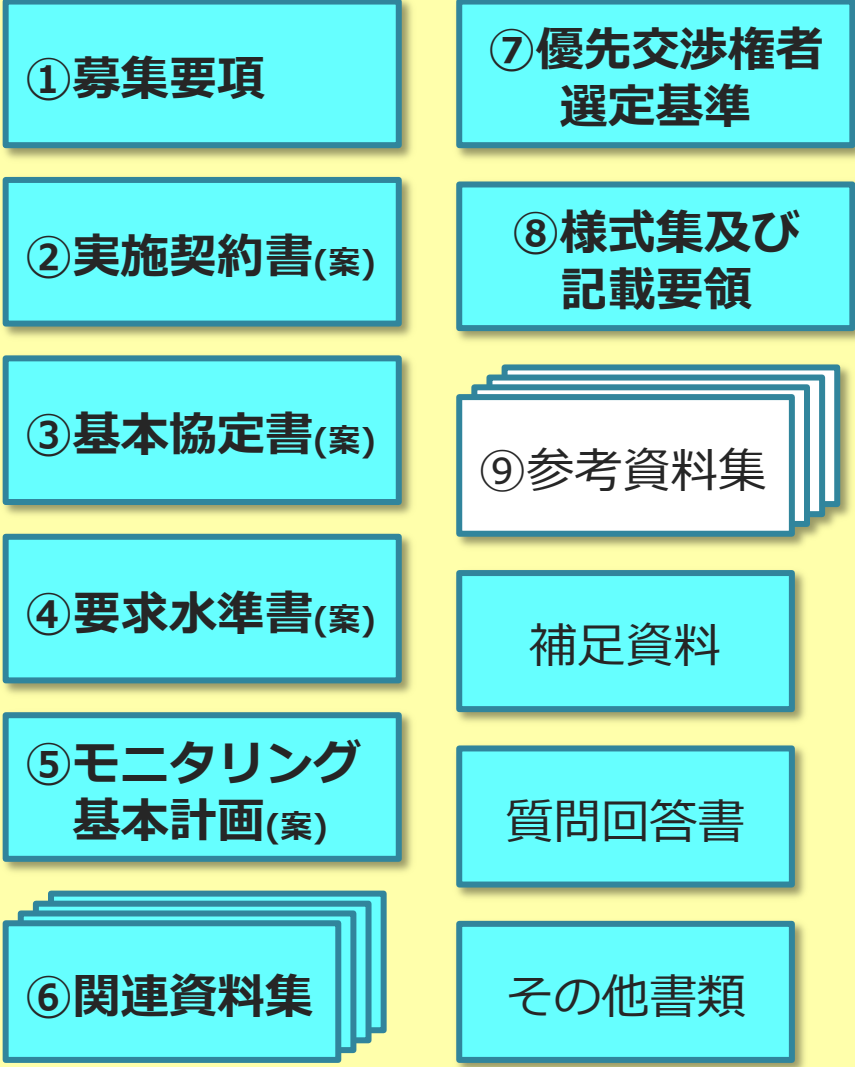
# 第1 本公募の概要

募集要項等の構成について

- ✓ 募集要項等

# 第1-(3) 募集要項等

募集要項等



## ○ 募集要項等

募集要項等は、①から⑨までの書類（これらに補足資料、浜松市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書、その他これらに関して市が発出した書類を加えたもの）により構成される。

①から⑧までの書類は、提案書類を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑥までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

※実施方針、実施方針に関する意見又は質問への回答は含まない

実施方針

実施方針に関する  
質問意見回答書

## 第2 本事業の概要

実施方針からの変更点について

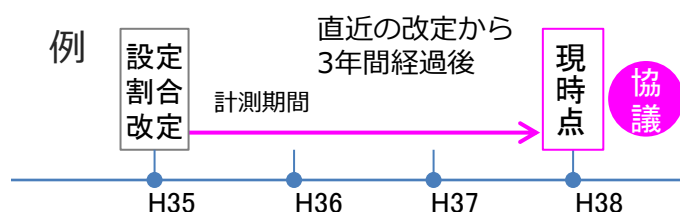
- ✓ 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定
- ✓ 事業の費用負担 改築に係る業務

# 第2-(10)イ(イ) 事業環境の著しい変化に伴う 利用料金設定割合の改定

募集要項 第2(10)イ(イ) P.12

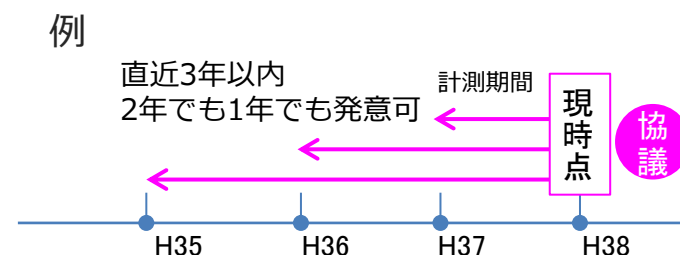
## 実施方針 第1-1(11)イ(イ) P.7

「直近の利用料金設定割合設定（改定）時から3年間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合（略）」



## 募集要項 第2(10)イ(イ) P.12

「直近3年の間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合（略）」



## 基本的な考え方

運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合は、臨時的に利用料金設定割合の改定について協議ができる。

## 発意要件の計測期間について

運営権者は、5年毎に使用料等及び利用料金設定割合の改定の提案ができる。5年毎の提案の間に急激な事業環境の変化が発生した場合に備えて「3年」を設定した。

当初、直近の利用料金設定割合改定から3年間経過時点で計測することとしたが、リーマンショックや東日本大震災のように短期間で著しく影響を及ぼす事象が発生していることから、「直近3年の間に」とし、2年や1年でも基準に達すれば発意できるようにした。

詳細は、実施契約書（案）第46条 P.19-20参照

# 第2-(11)ア(イ) 事業の費用負担 改築に係る業務

募集要項 第2(11)ア(イ) P.14

実施方針 第1-1(12)ア(イ) P.9

「運営権者が負担する改築に係る費用の10分の1のうち第1-1(9)エ(イ)に示す繰延資産相当額については、市が、健全度等を評価の上残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払う。」

募集要項 第2(11)ア(イ) P.14-15

「運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち第2(8)エ(イ)に示す本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払う。ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書（案）「第11章(1)施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い額から控除する方法により支払う。」

## ○ 基本的な考え方

当該金額に関しては、要求水準書(案)に示す基準を満たせば、その全額を支払う。

## ○ 原状回復費用等

運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書（案）に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、減価償却費相当額の支払い額から控除する方法により支払う。

## ○ 要求水準書（案）の基準

「継続して運転管理することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。）であること」（第11章(1)施設機能確認 P.38）

# 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

## 公募手続について

- ✓ 選定スケジュール
- ✓ 応募企業又は代表企業に求められる実績要件
- ✓ 守秘義務開示資料の貸与
- ✓ 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表
- ✓ 資格審査並びに 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査
- ✓ 現地調査、競争的対話の実施
- ✓ 提案審査
- ✓ 優先交渉権者選定後の手続き
- ✓ 応募に関する留意事項



# 第3-2 選定スケジュール

募集要項 第3-2 P.18

時 期	内 容
平成28年 5月31日	募集要項等(要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成28年 6月 7日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成28年 6月 1日～6月20日	募集要項等に関する質問受付
平成28年 8月 5日	募集要項等に関する質問への回答
平成28年 8月16日～8月23日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成28年 8月30日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成28年 9月 2日～ 9月30日	現地調査及び競争的対話
平成28年12月 1日～12月 5日	提案書類の提出
平成29年 3月	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

# 第3-3(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件

募集要項 第3-3 (3) P.21-22

ア 応募企業は、次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の実績要件を満たすこと。

- |             |  |
|-------------|--|
| 営<br>経<br>営 | <p>(ア) 事業期間10年以上で維持管理を含む次のいずれかの事業の実績を有すると認められること<br/>(共同企業体による事業については、代表企業であること)</p> <p>a 平成28年度に実施中の国、国の出資若しくは拠出に係る法人、都道府県又は指定都市を<br/>管理者とするP F I 事業</p> <p>b 平成28年度に外国で実施中の上下水道に係るP F I 類似事業</p>   |
| 改<br>築      | <p>(イ) 次のいずれも満たすこと。(必ずしも同一処理場における実績に限定しない)</p> <p>a 平成13年度以降に終末処理場の水処理施設の機械設備工事の元請施工実績を有する<br/>(対象水量1万m<sup>3</sup>以上の散気装置※1を対象、補修・修繕等の部分的な工事は除く)</p> <p>b 平成13年度以降に焼却炉施設又は炭化炉施設の建設工事の元請施工実績を有する<br/>(日量30 t以上の下水脱水汚泥の処理能力を有するもの、補修・修繕等の部分的な工事は除く)</p> <p>c 平成13年度以降に次の (a) 若しくは(b)の電気設備工事の元請施工実績を有する<br/>(補修・修繕等の部分的な工事は除く)</p> <p>(a) 処理能力日量 1 万m<sup>3</sup>以上の終末処理場における中央監視装置※2</p> <p>(b) 日量30 t以上の下水脱水汚泥の処理能力を有する焼却炉施設又は炭化炉施設に係る電気設備</p> <p>d 機械器具設置工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が850点以上の者</p> <p>e 電気工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が850点以上の者</p> |

※1 ※2 工事規模の考え方については、次頁で補足

# 補足 (1)改築工事実績の規模の考え方

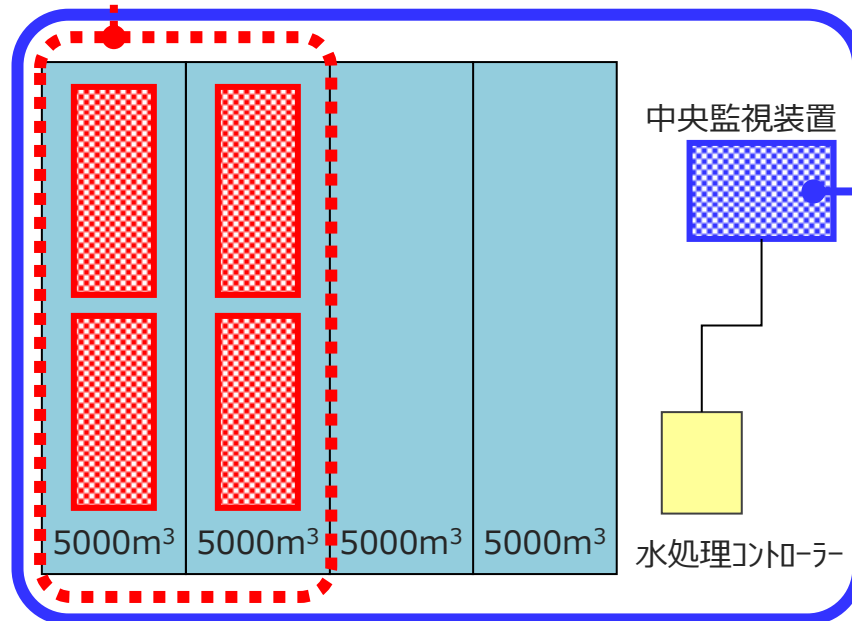
(1)a 対象水量1万m<sup>3</sup>以上の散気装置

(1)b (a) 処理能力日量1万m<sup>3</sup>以上の終末処理場における中央監視装置

## ●処理能力が2万m<sup>3</sup>/日の処理場の例

反応タンク全4池のうち  
2池の散気装置を工事

対象水量実績  
1万m<sup>3</sup>/日



全体(4池)の  
中央監視装置を工事

対象水量実績  
2万m<sup>3</sup>/日

# 第3-3(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件

募集要項 第3-3 (3) P.21-22

- |                  |  |
|------------------|--|
| 維<br>持<br>管<br>理 | (ウ) 次のいずれも満たすこと。 (必ずしも同一処理場における実績に限定しない)   |
|                  | a 平成13年度以降に水処理施設の維持管理業務を受託した実績が1年以上あること<br>(処理能力日量1万m <sup>3</sup> 以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場が対象) |
|                  | b 平成13年度以降に焼却又は炭化工程を含む汚泥処理の維持管理業務受託実績が1年以上あること<br>(日量30 t以上の下水脱水汚泥の処理業務が対象)                          |

イ 代表企業は、上記アの(ア)、(イ)及び(ウ)のうち、一つ以上の要件を満たすこと。  
なお、不足する要件については、コンソーシアムの他の構成員が、必ず有すること。

# 第3-4-(2) 守秘義務対象開示資料の貸与

募集要項 第3-4 (2) P.23-24

募集要項 別紙6

【様式4-①】貸与申込書

別紙6 守秘義務対象の開示資料

関連資料		
No.	資料名	種別
資料1	運営施設定款施設一覧（改築対象）	新築
資料2	改築工事アール	新築
資料3	給金の調定・徴収、未納後様の取扱いにおけるフロー	新築
資料4	運営対象資産一覧	新築
資料5	運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の算定方法	新築
資料6	平成28年度西濃浄化センター給排水ポンプ場包括的維持管理業務委託本領書	新築
資料7	平成28年度西濃浄化センター給排水ポンプ場包括的維持管理業務委託工事の発注予定（単注見直し）	新築
資料8	松本市下水道事業管理計画（案）	新築
資料9	運営権の範囲（責任分界）に関する図面	新築
参考資料		
No.	資料名	種別
資料1	決算報告（西濃管理費、平成22年度～平成28年度）	更新
資料2	施設設備表（平成22年度～平成28年度）	更新
資料3	建設事業費上りまとめ（西濃地下水道執行状況、昭和48年度～平成28年度）	更新
資料4	静岡県下水道公社 維持管理年報（平成22年度～平成28年度）	更新
資料5	西濃維持管理費集積	更新
資料6	松本市下水道事業改築費集積（平成22年度～平成28年度）	更新
資料7	松本市下水道事業財務設計案	更新
資料8	電力、水道、薬品の使用量及び費用に関する資料	更新
資料9	工事台帳	更新
資料10	機械設備台帳	更新
資料11	電気設備台帳	更新
資料12	構築物台帳	更新
資料13	構築物台帳	更新
資料14	メンテナンス履歴台帳	更新
資料15	図面	更新
資料16	長寿命化計画	更新
資料17	状態監視保全設備健全度一覧	更新
資料18	状態監視保全設備健全度判定表	更新
資料19	状態監視保全設備劣化状況調査表	更新
資料20	その他設備の施設機能検査結果一覧	更新
資料21	その他設備のヒアリング調査結果	更新
資料22	委託内容に関する資料	更新
資料23	施設・構築物点検記録簿（「資料15、図面」に集約）	更新
資料24	本事業期間及び対応処理状況一覧	更新
資料25	人員数に関する資料	更新
資料26	事業期間中の経用料等及び利用料金の見込額、推移予測	更新
資料27	中期改善シミュレーション結果	更新
資料28	利用料金収収代行業務の委託費算定方法	更新
資料29	過去の業務実績・収支簿、納付方法別収支集計	更新
資料30	西濃地区における給水費シミュレーション、水量・排水量・測定値	更新
資料31	任意事業の実施可能な敷地及び地質調査結果	更新
資料32	松本市上下水道部、松本市上下水道局、業務継続計画（案）	更新
資料33	市の加入保険（第三者賠償保険仕様書）	更新
資料34	入場記録（図面）	更新
資料35	松本市下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出（西濃地区）	更新
資料36	静岡県下水道公社 維持管理月報（平成23年度～平成27年度）	更新
資料37	松本市下水道使用料 改定単価集積	更新
資料38	各施設における水処理日額（H27.9月）	更新

※種別  
 新築：新たに開示する資料  
 更新：実施方針公表時（平成28年2月29日）に開示した資料が内容が更新されたもの  
 無印：実施方針公表時（平成28年2月29日）に開示した資料で同内容のもの

【様式4-①】守秘義務対象開示資料貸与申込書

平成 年 月 日

松本市公共下水道排水処理部（西濃地区） 運営事業  
 守秘義務対象開示資料貸与申込書

松本市水道事業及び下水道事業管理者 宛て

〒 番 号  
 住 居 区 画  
 番 号 又 は  
 番 号  
 代 表 者

平成28年5月31日付で事業期間等の公表がありました「松本市公共下水道排水処理部（西濃地区）運営事業」の公表に関し、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、貸与を申し込みます。

担当者	
部 課	
資料送付先住所	〒
電話番号	

※ 代表者名及び印鑑は、権利範囲に基づき高次者のものでしてください。  
 ※ 守秘義務対象開示資料の使用を終えた時点で貸与資料を返却し、事業完了後、事業継続の遵守に関する誓約書（様式5）を提出してください。

年 月 日

代 表 者

## ○ 開示対象（別紙6）

守秘義務対象開示資料は、関連資料集及び参考資料集から構成される。対象となる資料は、募集要項別紙6に示す。なお、実施方針公表時(2/29)に開示した資料も含まれており、一部は情報が更新されている。

## ○ 手続き

守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

## ○ 追加の開示資料の要望

市は参加資格があるとされた者に対し、追加資料を開示する予定である。追加の開示資料については、参加表明をする全ての者から要望を受け付ける予定である。

【様式4-②】誓約書

※記入方法等詳細は、様式集及び記載要領を確認すること 12

# 第3-4(3) 募集要項等に関する質問 の受付及び回答の公表

募集要項 第3-4 (3) P.24

## 【様式3】 質問書 (Excel)

募集要項に関する質問書						平成 年 月 日
提出者情報	提出者名					<記載要領> ○意見は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行コピーの上挿入すること。 列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ○行の幅(高さ)は記入量により変更してもよい。 ○一つの項目を対象に複数の質問・意見を行う場合には、各々別の行に記入すること。 ○別々の意見文間の相互参照を行わないこと。 ○「資料」「見出し符号」の列には、当該対象箇所のリストから符号を選択すること。 ○文字で表すこと。図等の挿入は認めない。 ○エクセル以外のフォーマットに変換しないこと (PDFでの提出は無効とする)。 ○ファイル名は提出者名とすること。
	所在地					
	所属					
	担当者名					
	電話					
	FAX					
Eメールアドレス						
No	資料	見出し符号			項目名	内容
		頁	章	節		
例	募集要項	25	第3	4 (6)	競争的対話の実施	具体的な実施方法については、平成28年8月上旬に示すとのことですが、説明会をする予定はないでしょうか。
1	募集要項					
2	募集要項					
3	募集要項					

## ○ 提出方法

質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、【様式3】質問書に記入し、電子メールにより送信すること。

## ○ 【様式3】 質問書

質問は、公表文書ごとにシートを分けている。質問の対象が分かるように、ページ番号及び見出し符号等を適宜記入すること。

提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

## ○ 回答の公表

回答は、予定日に市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

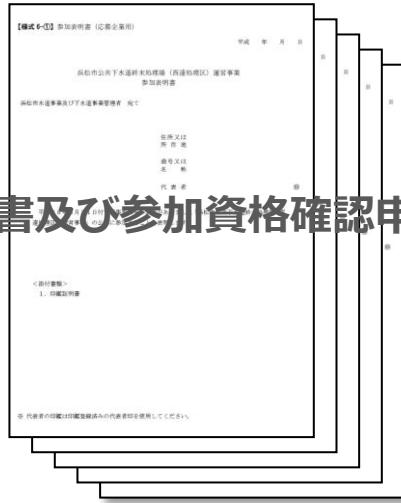
なお、守秘義務開示対象資料に関する質問の回答は、資料貸与者(全員)に対し行う。(ホームページには掲載しない)

※記入方法等詳細は、様式3を確認すること

# 第3-4(3) 資格審査並びに 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

募集要項 第3-4 (4) P.24-25

## 参加表明書及び参加資格確認申請書（各種）



## 参加資格審査

参加資格の有無を確認する。

## 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

市は提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案書の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としない。

- ・ 記載内容は、義務事業、附帯事業及び任意事業
- ・ 附帯事業及び任意事業については、提案がある場合当該提案がなければ、義務事業のみを記載

※記入方法等詳細は、様式集及び記載要領を確認すること



# 第3-4(5) 現地調査 (6) 競争的対話の実施

募集要項 第3-4 (5) (6) P.25

## ○ 現地調査

市は、参加資格があるとされた者に対し、現地調査を実施する機会を付与する。

具体的な実施方法（概要及び日程等）については、平成28年8月上旬にホームページで公表し、詳細は、参加資格があるとされた者に対して通知する。

## ○ 競争的対話

市は、参加資格があるとされた者に対し、本公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的で、競争的対話を行う。市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等の調整を行う。

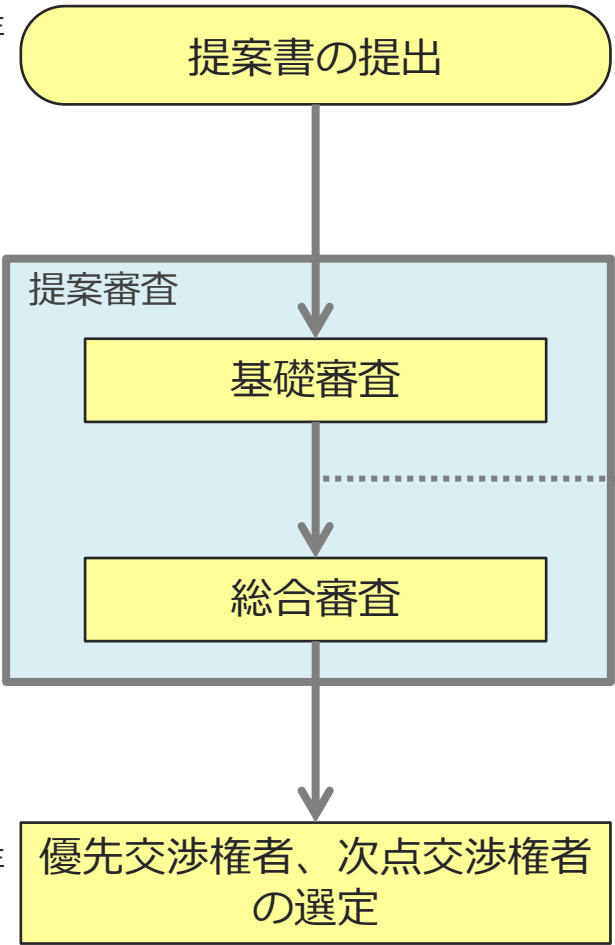
具体的な実施方法（概要及び日程等）については、平成28年8月上旬にホームページで公表し、詳細は、参加資格があるとされた者に対して通知する。



# 第3-4(7) 提案審査

募集要項 第3-4 (7) P.25、優先交渉権者選定基準 第5 P.4-5

平成28年  
12月5日



平成29年  
3月予定

## ○ 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。

## ○ 総合審査

- 運営権対価以外の評価 (配点160点)  
P F I 専門委員会は、提案内容について、優先交渉権者選定基準に基づく提案書類の評価に加え、プレゼンテーション等による確認を踏まえて評価する。評価は評価項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて採点基準に基づき得点を与える。

- 運営権対価の評価(配点40点)  
運営権対価は、市基準額 (非公開) に対する提案額の割合に40点の配点を乗じて得点化する。また、最高提案金額が市基準額を上回った場合は、当該最高提案金額を市基準額に置き換え、当該最高提案金額に対する各応募者の提示する提案額の割合を40点に乗じて得点化する。

# 第3-6 優先交渉権者の選定後の手続き

募集要項 第3-6 P.27-28

平成29年  
3月予定

基本協定の締結

- 運営準備行為
- ・ S P C の設立
  - ・ 関連資料集及び参考資料集の更新
  - ・ 運営権設定対象施設の調査
  - ・ 改築に関する協議

平成29年  
10月予定

運営権設定

実施契約締結

議決  
浜松市議会

- ・ 義務事業の承継等及びその他準備
- ・ 運営権者譲渡対象資産の譲受

平成30年  
4月予定

本事業の開始

## 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

## 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、優先交渉権者が設立した特別目的会社（S P C）に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令に従って運営権の設定登録を行う。

市と運営権者は、実施契約書(案)の内容に従い運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された募集要項等の修正には、原則として応じない。

# 第3-7 応募に関する留意事項

募集要項 第3-7 P.28-30

## ○ 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

## ○ 応募の無効

- ① 「第3-3応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 市の許可なく、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき
- ⑥ 市の許可なく、P F I 専門委員に接触したとき
- ⑦ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑧ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑨ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑩ 2通以上の提案書類を提出したとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき